

令和4年度 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要する経費の状況

平成26年度4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%に引き上げられ、また令和元年10月1日からは8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

下郷町の令和4年度一般会計決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況は、次のとおりです。

【歳入】	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	76,029 千円
【歳出】	地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられた 社会保障施策に要する経費	412,627 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

事業名		令和4年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
「国」による分類	「下郷町」による分類		国庫支出金	町債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉費	150,762	68,232	0	40,721	16,502	25,307
	老人福祉費	12,941	0	0	9,517	1,352	2,072
	児童福祉費	56,614	35,504	0	11,110	3,947	6,053
	小計	220,317	103,736	0	61,348	21,801	33,432
社会保険	国民健康保険特別会計繰出金	53,239	5,684	0	21,581	10,252	15,722
	後期高齢者医療特別会計繰出金	26,313	0	0	19,735	2,596	3,982
	介護保険特別会計繰出金	112,566	5,179	0	2,589	41,365	63,433
	小計	192,118	10,863	0	43,905	54,213	83,137
保健衛生	衛生費	192	76	0	78	15	23
	小計	192	76	0	78	15	23
合計		412,627	114,675	0	105,331	76,029	116,592

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

本表は、消費税率引き上げに伴う財源の充当先（社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費）を示すもの（総務省事務通達）であり、下記はその中で使用される用語及び事例を抜粋したものです。

- ※1 社会保障4経費：制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費
- ※2 その他社会保障施策に要する経費：社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策
- ※3 社会福祉：生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめること
事例) 生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉 など
- ※4 社会保険：保険的方法によって社会保障を行う制度の総称で、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度
事例) 国民健康保険、介護保険、年金 など
- ※5 保健衛生：国民の健康を保つための施策
事例) 医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策 など